

〈 問い合わせ先 〉

国土交通省港湾局環境整備計画室	酒井、荒川
03-5253-8111 (内線 46-682, 46-684)	
国土交通省河川局水政課	上島
03-5253-8111 (内線 35-224)	
国土交通省河川局治水課	町屋
03-5253-8111 (内線 35-623)	
水産庁漁港漁場整備部計画課	澤田
03-3502-8111 (内線 7267)	

## 「平成 14 年度プレジャーボート全国実態調査結果」及び 「三水域連携による放置艇対策検討委員会提言」について

平成 15 年 9 月 5 日  
(幹事局) 国土交通省港湾局  
国土交通省河川局  
水産庁

平成 8 年以来 6 年ぶりとなる「平成 14 年度プレジャーボート（放置艇）全国実態調査」を実施しました。今般、港湾、河川、漁港、それぞれの区域の結果がまとまりましたのでお知らせいたします。

3 水域全体の放置艇の隻数は、約 13.4 万隻（平成 14 年）であり、平成 8 年の約 13.8 万隻に比べ約 0.4 万隻減少しています。水域別に見ると、河川区域、漁港区域では、放置艇が減少しているものの、港湾区域では増加している結果となっています（「別紙 2」図-4 参照）。

また、実態調査結果を受け、今後の放置艇対策の方向性について検討するために「三水域連携による放置艇対策検討委員会（委員長：来生新 横浜国立大学教授）」を設置し、議論してきました。この度、本委員会により提言がとりまとめられましたのでご報告致します。

### 1. プレジャーボート全国実態調査結果について

平成 14 年度プレジャーボート全国実態調査の調査結果について下記に記す。また、これまで行政として実施してきた施設整備や規制等の放置艇対策（「別紙 1」参照）による状況変化を把握するため、平成 8 年の実態調査結果を併記する。

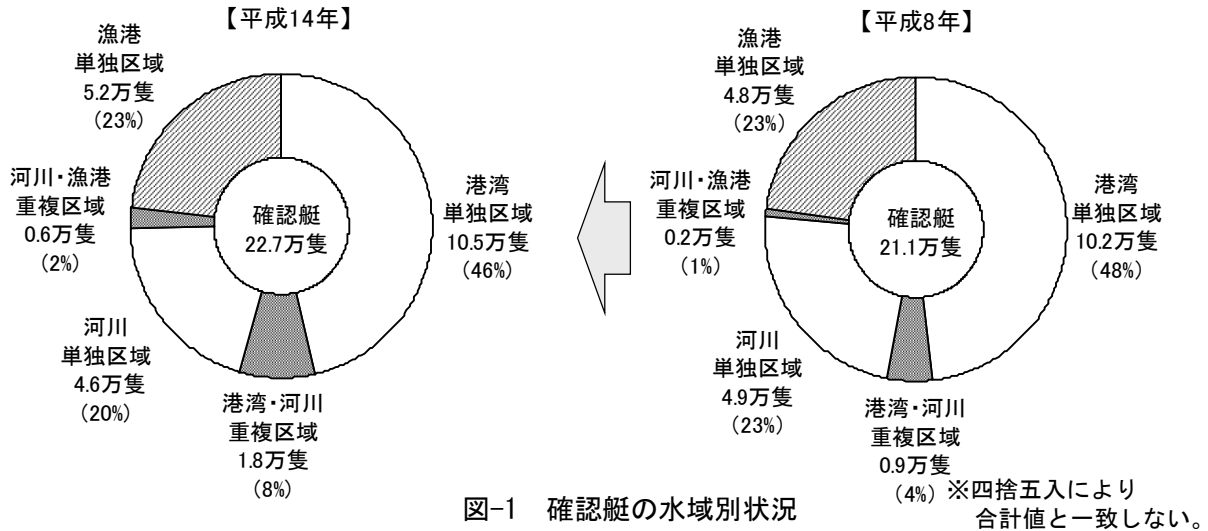
尚、「調査の背景」及び「調査の概要」については「別紙 2」参照。

## 1) 確認艇の水域別状況

- 3水域で確認されたプレジャーボート確認艇は約 22.7 万隻であり、平成 8 年と比較し約 1.6 万隻増加。

確認艇 約 21.1 万隻（平成 8 年）→約 22.7 万隻（平成 14 年）

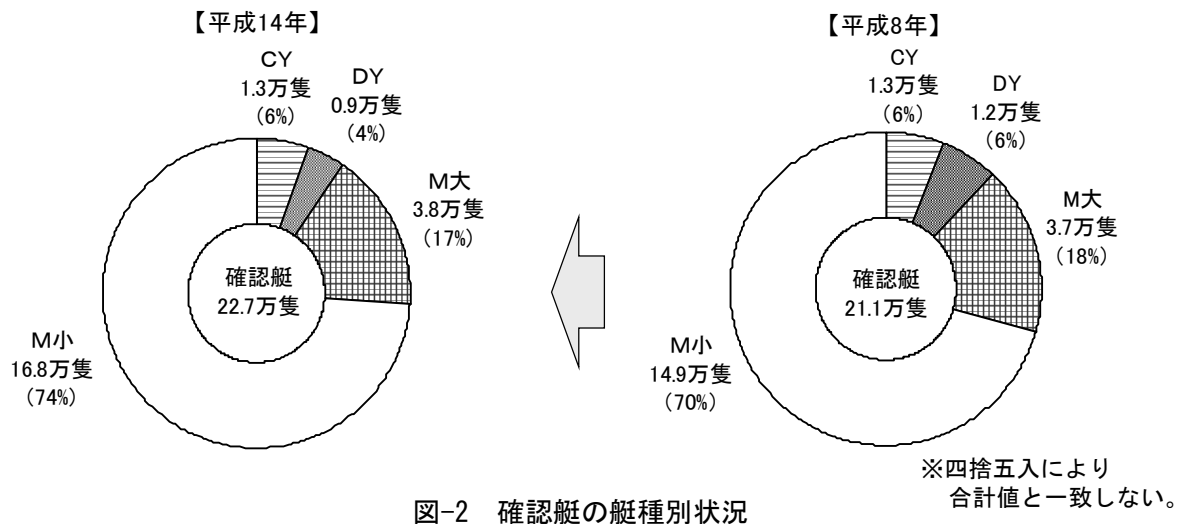
- プレジャーボートは、平成 8 年と同様、港湾単独区域において、最も多く存在。
- また河川単独区域を除く全ての区域において確認艇が増加。



## 2) 確認艇の艇種別状況

- 小型モーターボートが最も多く、全体の約 74% を占めており、平成 8 年の調査と比較して、約 1.9 万隻増加。

- 大型モーターボート、クルーザーヨットの隻数は殆ど変わらず、デインギーヨットについては約 0.3 万隻の減少。



### 3) 全国の水際線近傍での係留・保管状況

- ・ 確認艇が増加するなか、放置艇は約0.4万隻減少。  
 放置艇 約13.8万隻（平成8年）→約13.4万隻（平成14年）
- ・ 「マリーナ等」施設に係留・保管されている艇は平成8年と同様約5万隻。
- ・ 「マリーナ等以外」施設に係留・保管されている艇は約4.4万隻であり、平成8年と比較して約2.1万隻増加。

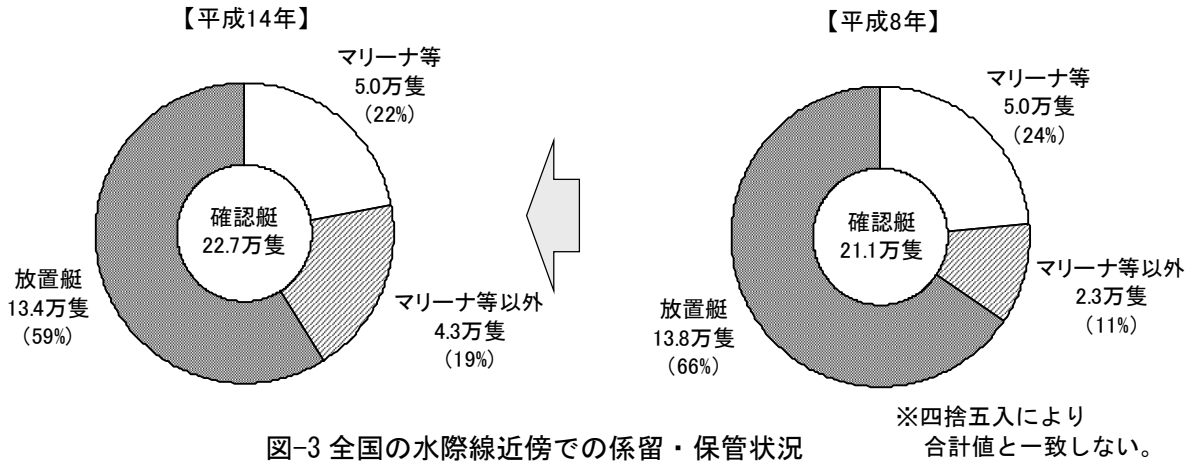
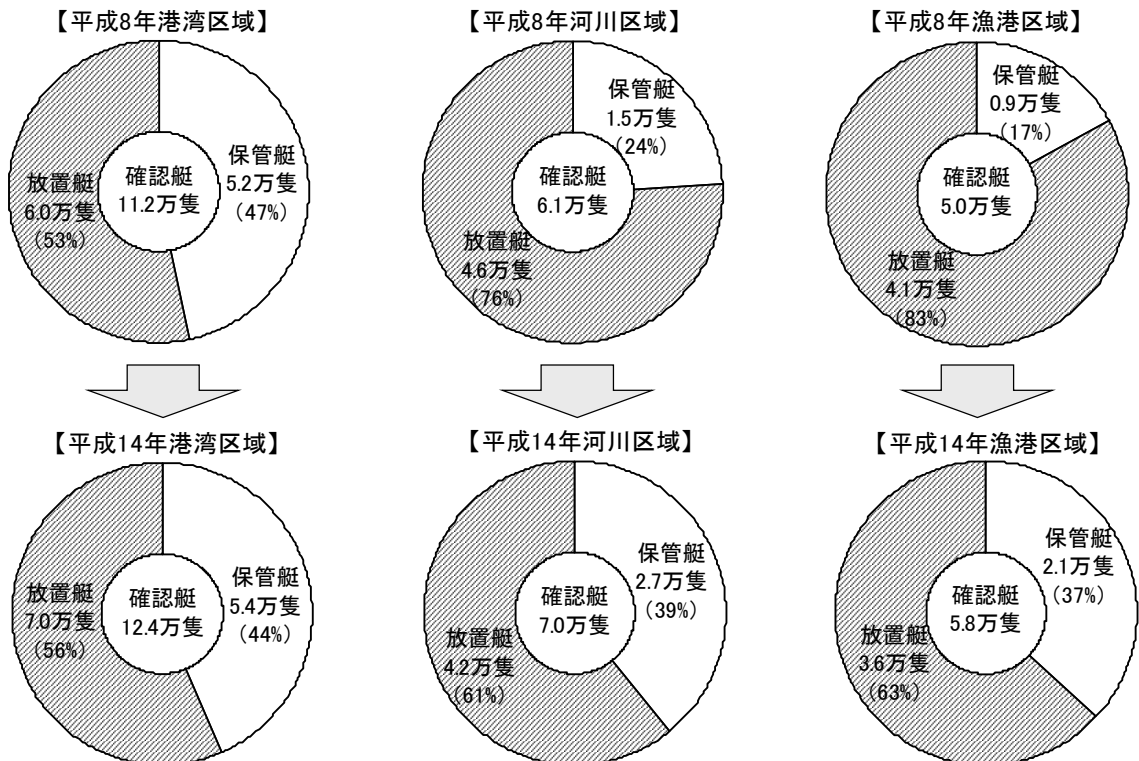


図-3 全国の水際線近傍での係留・保管状況

### 4) 水域別係留・保管状況

- ・ プレジャーボートの確認艇は、港湾、河川、漁港、全ての水域において増加。
- ・ 放置艇は、河川、漁港区域において減少しているものの、港湾区域においては増加。
- ・ 平成8年と同様、依然として確認艇に対する放置艇の占める割合（＝放置艇率）は高い状況。



※四捨五入により合計値と一致しない。  
 ※それぞれの区域には他水域との重複区域が含まれているため、各水域の単純合計は総隻数と一致しない。

図-4 水域別係留・保管状況

5) 地域別の係留・保管状況

- ・ 『「三大湾及び瀬戸内海」以外の「その他」』地域では、放置艇が大きく減少しているものの、「三大湾及び瀬戸内海」では、放置艇は増加、もしくは横這いの状態である。
- ・ 「瀬戸内海」では、約4.7万隻ものプレジャーボートが確認され、その約75%が放置艇となっている。

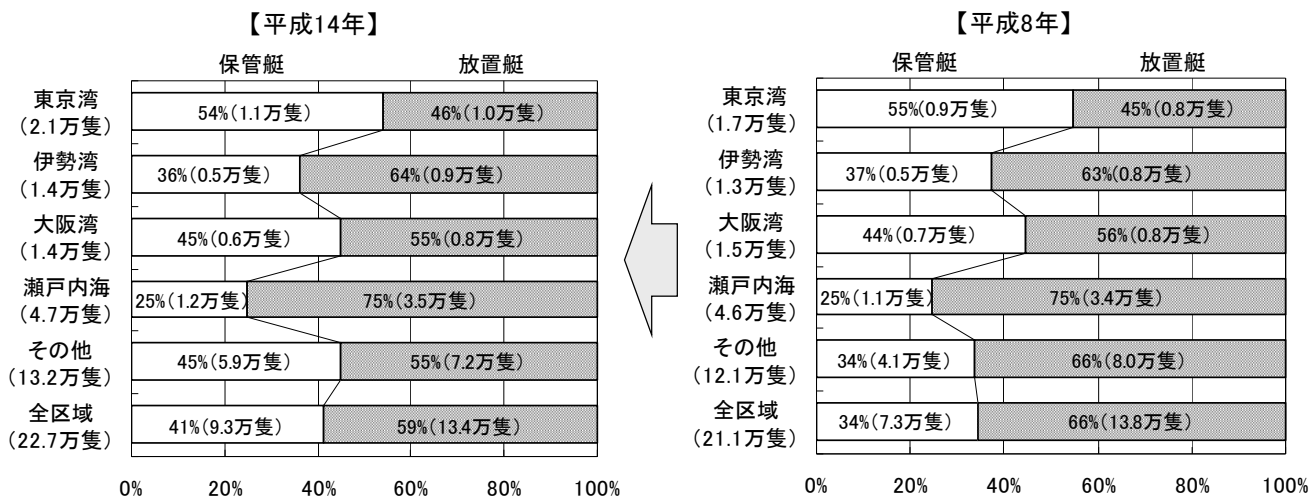


図-5 地域別の係留・保管状況※四捨五入により合計値と一致しない。

(注) ここでは三大湾及び瀬戸内海の範囲は以下のとおり。  
 東京湾 : 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県  
 伊勢湾 : 愛知県、三重県  
 大阪湾 : 大阪府、兵庫県  
 瀬戸内海 : 岡山県、広島県、香川県、愛媛県

## 2. 「三水域連携による放置艇対策検討委員会」について

### (1) 「三水域連携による放置艇対策検討委員会」の設置

平成14年度プレジャーボート全国実態調査の結果を踏まえ、平成8年の実態調査以降の各水域管理者や国など行政側の取り組みを整理し、今後取るべき方策の方向性について議論して頂くため、放置艇問題に造詣の深い、法律分野、工学分野の専門家、また、ジャーナリスト、舟艇利用者、水域利用者の代表、及び三水域の行政関係者による委員会を設置しました。

委員会は、平成15年2月及び同年3月の計2回開催され、今般、委員会の提言として取りまとめました。(※委員会名簿については「別紙4」参照)

### (2) 提言のポイント

#### 1. 放置艇対策の目指すべき方向

今後は、これまで放置艇対策として行われてきた各種施策を複合的に組み合わせることにより、総合的かつ効果的な対策を実施していくことが重要である。また係留・保管場所確保の義務化については、保管能力の向上を踏まえつつ、引き続きその実現に向けて検討を進める必要がある。

#### 2. 対策の主要な推進方策

##### 2.1 地域の問題は地域の枠組みで解決する仕組みづくり

港湾・河川・漁港の各水域管理者が水域の枠を超え連携することはもとより、地方公共団体、民間マリナー事業者、漁業関係者等地域の関係者との連携体制を確立し、地域の実情に即した対策を一体的に取り組む必要がある。

##### 2.2 連携による短期集中的な一斉対策の実施

社会問題的な性質をもつ放置艇の対策を進めるためには、一般市民の放置艇に関する問題意識をより喚起する必要がある。それには水域管理者が連携し、短期集中的な一斉対策を実施することにより、行政側の積極的な姿勢を示すことが必要である。

##### 2.3 係留・保管能力の向上に向けた積極的な取り組み

依然として係留・保管能力が不足していることから、マリナー等の恒久的な係留・保管施設の整備・支援を引き続き促進すると同時に、一定の条件を満たす水域を暫定的に活用した係留・保管施設や民間活力を活用した施設整備、あるいは、自宅等の内陸保管の推進など、積極的に係留・保管能力の向上を図っていく必要がある。

##### 2.4 適正かつ効率的な管理運営の実施

受益者負担に基づく公共等係留・保管施設の料金設定や、NPO等利用者団体等による施設管理・運営推進、及び利用料金未払い利用者に対する継続的な取締の実施等、適正かつ効率的な管理運営を行っていくことが必要である。

## 港湾局、河川局、水産庁の取り組み状況

	国土交通省		水産庁
	港湾局	河川局	
昭和47年度	・公共マリーナ整備の制度化		
昭和62年度			・フィッシャリーナ整備事業の創設
昭和63年度		・河川利用推進事業（河川マリーナ）の創設	
平成元年度	・プレジャーボートスポット（PBS）整備事業の創設		
平成6年度			・漁業活動に支障のない範囲で漁船以外の船舶の受け入れに関する長官通達
平成7年度		<b>河川法改正</b> ・簡易代執行制度の創設	
平成8年度	・3省庁（運輸省港湾局、水産庁、建設省河川局）合同 平成8年度プレジャーボート全国実態調査		
	・プレジャーボート保管対策懇談会最終報告の策定		
平成9年度	・ボートパーク整備事業創設	<b>河川法改正</b> ・簡易代執行による撤去船舶の売却、廃棄等に関する規定の整備	・漁港高度利用活性化対策事業の創設
		・計画的な不法係留船対策の促進に関する局長通達	
	・3省庁プレジャーボート係留・保管対策に関する提言		
平成10年度	・プレジャーボート係留・保管対策関係省庁連絡会議の設置		
平成12年度	<b>港湾法の改正</b> ・船舶等の放置の禁止、監督処分規定の整備に関する法改正		<b>漁港法の改正</b> ・船舶等の放置の禁止、監督処分規定の整備に関する法改正
	・港湾法の一部改正による放置艇対策推進に関する局長通達		・漁港漁村活性化対策事業創設
	・プレジャーボートの所有者特定制度と保管場所確保の義務化に関する提言		
平成13年度	・小型船舶登録法の成立（平成14年4月施行）		
	・「海覧版～プレジャーボート保管場所情報～」の創設		・「海覧版～プレジャーボート保管場所情報～」の創設
平成14年度	・陸上保管主体の施設がボートパーク整備事業の補助対象に追加		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3局庁（港湾局・河川局・水産庁）合同 平成14年度プレジャーボート全国実態調査</li> <li>・三水域連携による放置艇対策委員会提言</li> </ul>		

## (1) 調査の背景

プレジャーボート需要の増大に伴い社会問題として顕在化してきた放置艇（不法係留船）問題は、公共用水域の適正利用、災害・安全対策など港湾、河川及び漁港の管理上にとどまらず、沈廃船の油流出による汚染、騒音、景観の悪化など環境保全上も深刻な問題を誘発している。

これらのプレジャーボートの実態については、平成8年度に3省庁（旧運輸省、水産庁、旧建設省）共同で実施した「平成8年度プレジャーボート全国実態調査」において、全国の水際線近傍で確認された21.1万隻のプレジャーボートのうち、約2/3にあたる13.8万隻が放置艇であるという結果を把握して以来、全国規模での新たな実態を把握していない状況でした。

そこで、それ以降に実施した施設整備や規制面での対策を経た状況変化を把握するとともに、多方面から受けている現状把握の要請に応えるため、今年度、6年ぶりとなる全国実態調査を国土交通省港湾局、河川局及び水産庁合同で実施しました。

## (2) 調査の概要

### 1) 調査区域

港湾区域、河川区域、漁港区域及び当該管理水域近傍の水域と陸域

### 2) 調査時期 平成14年10月～11月

### 3) 調査方法 各水域管理者による現地調査

### 4) 調査内容（「別紙3」参照）

水際線近傍に存在する放置艇を含むすべてのプレジャーボートを艇種別、係留保管状況別に把握

（※平成14年度は沈廃船の隻数を新たに調査し、放置艇として計上している）

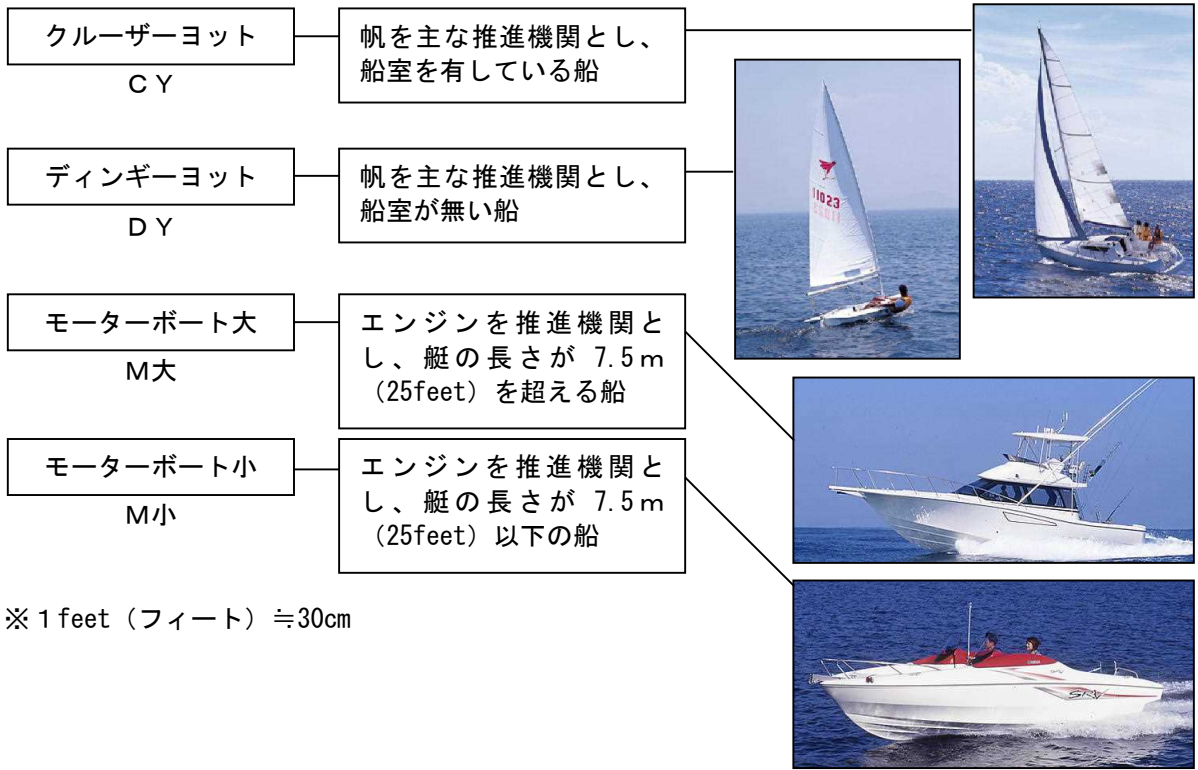
### ○ 艇種の区分

- ・ クルーザーヨット（CY）；帆有り、船室有り
- ・ ディンギーヨット（DY）；帆有り、船室なし
- ・ 大型モーターボート（MB大）；艇長約7.5m（25feet）超
- ・ 小型モーターボート（MB小）；艇長約7.5m（25feet）以下

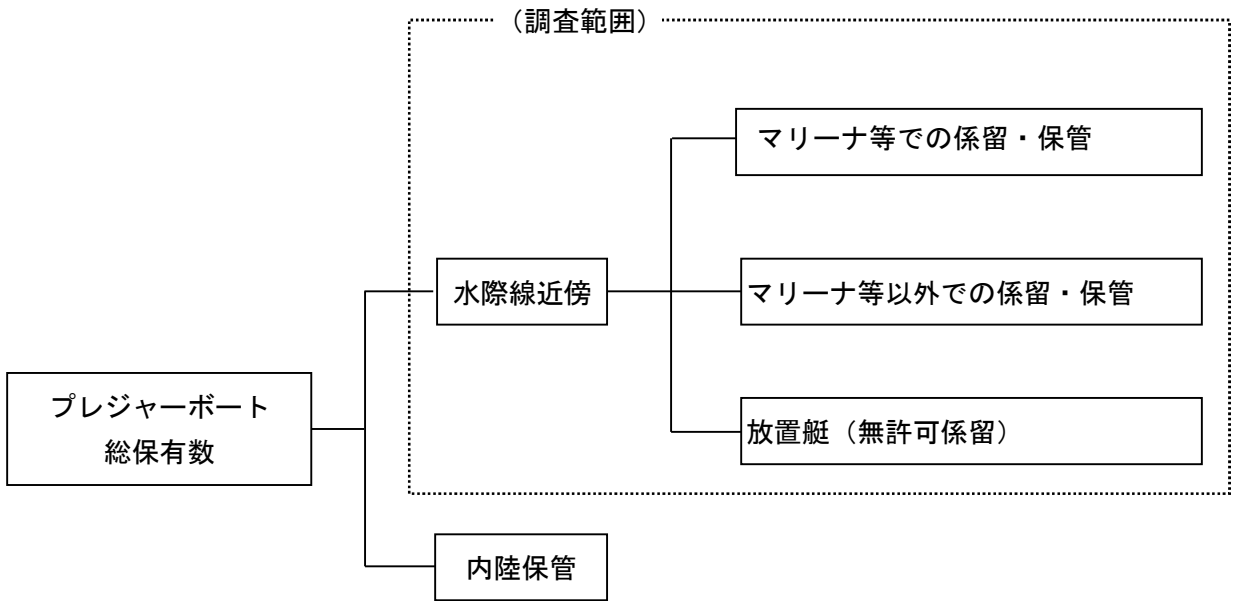
### ○ 係留・保管状況の区分

- ・ マリーナ等での係留・保管（公共・第3セクターマリーナ、フィッシャリーナ、民間マリーナ、プレジャーボートスポット（PBS）、ボートパーク等）
- ・ マリーナ等以外での係留・保管（暫定的な係留・保管施設等）
- ・ 放置（無許可係留）
  - ※ 「マリーナ等」や「マリーナ等以外」の施設内に係留してあるが、許可がない艇（無許可艇）は放置艇として扱う。

### 艇種区分



### 係留・保管状況の区分と調査範囲





## 三水域連携による放置艇対策検討委員会名簿

委員長	来生 新	横浜国立大学国際社会科学研究科教授
委員	池澤 正彦	江戸川区助役
〃	桑名 幸一	海洋ジャーナリスト
〃	高嶋 哲	NPO石川県小型船安全協会会長
〃	高橋 豊	神奈川県河港課長
〃	徳島 惇	長崎県水産部長
〃	富山 俊二	くろべ漁業協同組合参事
〃	山田 正	中央大学工学部教授
〃	山中 義之	岡山県土木部長

(敬称略)